


環境経営レポート

・56期(2023.1.1~2023.12.31)



 **東海サーモ** エンジニアリング
株式会社

静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町 1278
TEL<053>421-4191 FAX<053>-422-0496

商品は快適な“空気”です。



「人に、企業に、環境に」
快適な空調環境を提供しています。

環境への取り組み

現代では、様々な環境問題が取り沙汰されている一方で、危機感が薄れてきたように感じます。

「環境問題」それは地球規模であったり、地域や家庭規模のものであったり、たくさんあり過ぎて何をどうすれば良いのか戸惑いを覚えます。

そんなたくさんある問題の中、私たちは冷凍空調業界にいる人間として、「**オゾン層保護・地球温暖化防止**」に少しでも役立ちたいと考えております。

約30年前、南極でオゾンホールが発見された頃、私たちとオゾン層保護活動は始まりました。今でこそ、フロンガスは「オゾン層破壊物質・温室効果ガス」として知られ、法規制されるようになりましたが、当時は法も規制も無く、フロンガス回収事業は自主的な取り組みでした。

「たとえ、大きな利益が出なくても、社会から必要とされているならばやるべきだ」

私たちが行える一つひとつの事は、地球規模から見れば微力なことですが、積み重なれば大きな力になるはずです。

いつの日か、温暖化が改善された。そのようなニュースが聞けることを願っています。

未来の子供達のために **“今、私たちができること”**

目次



1. 環境経営方針	・・・ 1
2. 事業の概要	・・・ 2~4
3. 環境経営目標	・・・ 5
4. 環境経営計画	・・・ 6
5. 環境経営の取組計画	・・・ 7
6. 環境目標の実績	・・・ 8~9
7. 環境経営計画の取組結果と その評価及び次年度の取組内容	・・・ 10~12
8. 環境関連法規と違反、訴訟等の有無	・・・ 13~14
9. 代表者による評価と見直し	・・・ 15

1.環境経営方針

当社は、建築設備及び生産設備等が地球環境に影響を与えていることを認識し、「美しい地球を未来の子供たちに」をスローガンに、よりよい地球環境保全を目指す為に活動致します。

1. 各種建築設備(空気調和・衛生設備)の設計・施工において、省資源・省エネルギー等の環境負荷の低減に努力する。
2. 快適なオフィス環境と調和したエネルギー消費削減を図り、日々の業務において、次の事項を取り組みます。
 - ・ CO₂の排出の低減
 - ・ 廃棄物の排出量の削減
 - ・ 節水の推進
 - ・ グリーン購入
 - ・ 環境に配慮した製品及びサービスの提供
3. 環境経営システム及び環境目標を定め、事業所・建設現場共に周知し、定期的に全体を見直し、継続的に環境経営システムの改善をする。
4. 関連する環境法規を定期的に見直し、遵守する。
5. 全社員に対して環境方針を周知し、環境保全活動の教育を行い、意識の向上に努める。
6. 環境経営レポートを作成し、社内外のあらゆる人が入手可能なように公表する。
7. 化学物質(冷媒フロンガス)について、次の事項を取り組みます。
 - ・ 自社設置の空調機器からの冷媒フロン漏洩排出を防ぐ管理をする。
 - ・ 自社施工及び管理をしている顧客所有の空調機器からの冷媒フロン漏洩排出削減及び整備時・廃棄時における冷媒フロンの排出削減を図る。



制 定:平成 19 年 10 月 31 日

改 定:令和 4 年 4 月 1 日

東海サーモエンジニアリング株式会社

代表取締役 鳥波克紀

2.事業の概要

対象組織:東海サーモエンジニアリング株式会社 本社
 対象活動:空調・衛生設備工事、フロン類回収処理、漏洩点検

- 会社名 東海サーモエンジニアリング株式会社
- 代表者 代表取締役 鳥波克紀
- 住所 〒435-0042
静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町 1278
- TEL/FAX <053>421-4191 / <053>422-0496
- 創立 昭和 43 年 10 月 1 日
- 資本金 2,000 万円
- 環境管理担当者 環境管理責任者 : 鳥波正嗣 環境管理担当者 : 鳥波園子
- 営業許可等 管,土木,電気工事業 静岡県知事許可 特定建設業(特-3)第 5427 号
機械器具設置工事業 静岡県知事許可 一般建設業(般-3)第 5427 号
(有効期間:令和 9 年 3 月 22 日まで)



第一種フロン類充填回収業者(有効期間:令和 9 年 3 月 18 日まで)

ISO9001:2015 認証 エコアクション 21 認証

- 有資格技術者
- 一級管工事施工管理技士 4 名 (建設業法)
- 一級電気工事施工管理技士 2 名 (建設業法)
- 一級土木施工管理技士 1 名 (建設業法)
- 第一種冷媒フロン類取扱技術者 5 名 (フロン排出抑制法)
- 静岡県フロン類取扱・管理技術者 2 名 (フロン排出抑制法)
- フロン回収技術者 11 名 (フロン排出抑制法)
- 給水装置工事主任技術者 4 名 (水道法)
- 排水設備工事責任技術者 3 名
- 建築物石綿含有建材調査者 2 名
- 石綿作業主任者 5 名

■事業内容



■フロンガスに対する取り組み

《法人向け》

「フロンガスの回収及び破壊」

フロンガスが大気に放出されるとオゾン層破壊や地球温暖化の原因になります。当社では、有資格者によりフロンガス回収作業を適切に行っています。



昨年度回収量

418.1 kg

二酸化炭素換算≒185万kg
(※R410A との比較)

「フロン排出抑制法」

2015年4月「フロン排出抑制法」が施行され、業務用空調機器・冷凍機の点検が義務化されました。当社では**簡易点検**(全ての業務用空調機器・冷凍機)及び**定期点検**(一定規模以上の業務用空調機器・冷凍機)を行っています。定期点検につきましては、十分な知見を有する者による点検が必要です。当社では、「冷媒フロン類取扱技術者」が7名在籍しています。



累計点検台数

238 台

《個人向け》

「家庭用冷風扇・除湿機の処分」

家庭用の冷風扇・除湿機には、フロンガスが使用されている機種があります。当社ではフロンガスを回収し、機器の処分を行っています。

電源	単相100V
周波数	50/60Hz
定格冷風能力	0.87/0.98kW
定格除湿能力	10/12ℓ/d
定格消費電力	275/320W
冷媒	(R-22) 190g
総質量	18kg

フロン回収台数

年間 151 台

■事業規模

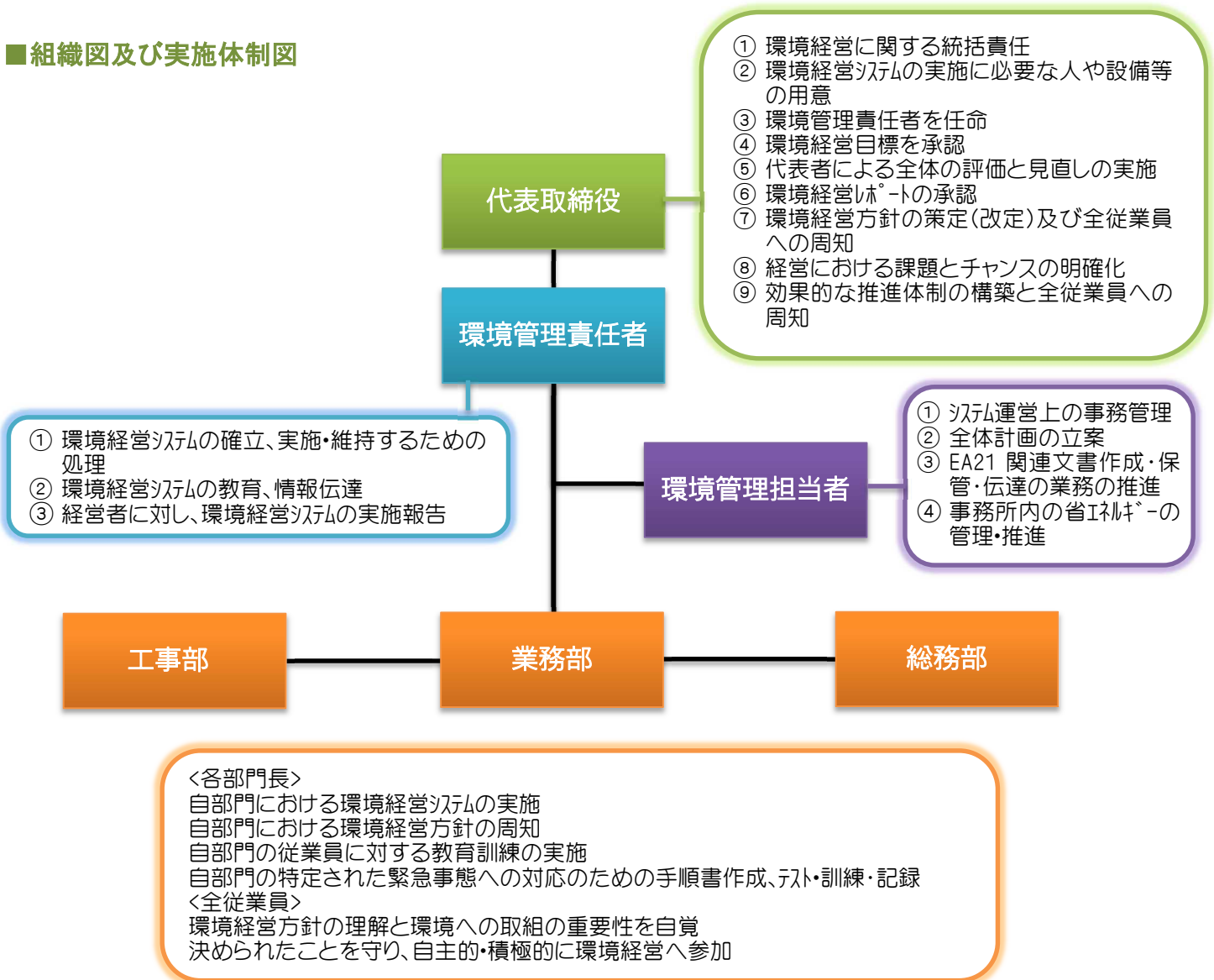
(決算年度:1月1日~12月31日)

活動規模	単位	2019年 (52期)	2020年 (53期)	2021年 (54期)	2022年 (55期)	2023年 (56期)
売上高	千円	405,678	1,505,986	476,683	771,096	453,071
従業員	人	17	16	16	16	17
床面積	m ²	384.44	384.44	384.44	384.44	384.44

■施工実績



■組織図及び実施体制図



3.環境経営目標

作成日:2023年1月30日

51～55期(2018.1.1～2022.12.31)の実績数値の平均を値とし、年1%削減を目標とする。

項目	単位	過去5年平均 基準値	単年度 目標値	中・長期 目標値				
			2023年 (56期) -1%	2024年 (57期) -2%	2025年 (58期) -3%	2026年 (59期) -4%	2027年 (60期) -5%	
二酸化炭素	購入電力	kWh	22,279.8	22,057.0	21,834.2	21,611.4	21,388.6	21,165.8
	ガソリン 使用量	L	10,345.6	10,242.1	10,138.6	10,035.2	9,931.7	9,828.3
	CO2 総排出量	Kg-CO ₂	35,193.0	34,841.0	34,489.1	34,137.2	33,785.2	33,433.3
	ガソリン 平均燃費	増加量		+0.1	+0.2	+0.3	+0.4	+0.5
Km/L		12.2	12.3	12.4	12.5	12.6	12.7	
節水	水使用量	m ³	126.0	124.7	123.4	122.2	120.9	119.7
産業廃棄物	最終 処分量	t	25.9	25.6	25.3	25.1	24.8	24.6
	リサイクル率	増加量		+0.1	+0.2	+0.3	+0.4	+0.5
		%	70.7	70.8	70.9	71.0	71.1	71.2
グリーン購入	事務用品 資機材	増加量		+1.0	+2.0	+3.0	+4.0	+5.0
		%	51.9	52.9	53.9	54.9	55.9	56.9
環境に配慮した製品 及びサービスの提供	販売 (エアコン)	%	100	100	100	100	100	100
化学物質の適正管理	フロンの 漏洩防止	%	100	100	100	100	100	100

※二酸化炭素排出係数は、環境省が公表している電気事業者別排出係数の2017年度実績の中部電力(株)の値である0.476(kg-CO₂/kwh)を使用。

4.環境経営計画

作成日:2021年12月31日

項目	活動内容
二酸化炭素 (責任者:鳥波正嗣)	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンの設定温度 冷房 27~29 度, 暖房 19~21 度 ・電灯の適正使用 節電啓発表示 不必要な箇所の電灯の消灯 ・LEDの導入 LED照明に交換 ・屋根の遮熱 遮熱塗料の塗布 ・低燃費車の導入 買替時に随時検討 <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの推進 <ol style="list-style-type: none"> ①不要なアイドリングはやめる ②タイヤの空気圧をチェックする ③不用な荷物は降ろす ④暖機運転は適切に行う ⑤急発進、急加速はやめる ⑥車間距離は余裕をもつ ⑦エンジンプレーキを積極的に使う ⑧駐車する時は、適正な場所に ⑨夏のエアコンは1度高めに設定 ⑩目的地へは計画を立てて運転する ⑪平均燃費を計測する
節水 (責任者:鳥波園子)	<ul style="list-style-type: none"> ・水使用量の削減 節水啓発表示 水量調整 漏水確認を検針時に実施 将来的に雨水の利用を検討
産業廃棄物 (責任者:鳥波正嗣)	<ul style="list-style-type: none"> ・素材別に分別し、置き場所を決める ・有機溶剤、油脂類の管理の徹底 ・両面印刷・ミスプリント ・DMFAXの印刷廃止
リサイクル (責任者:鳥波正嗣)	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンボール・雑誌等紙類 ダンボール小屋へ整理して置く ・ペットボトル・缶・瓶類 倉庫内所定場所へ洗って入れる
グリーン購入 (責任者:鳥波園子)	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入 事務用品・資機材の新規購入においてグリーン購入を推進
環境に配慮した製品 及びサービスの提供 (責任者:鳥波正嗣)	<ul style="list-style-type: none"> ・販売促進 客先への提案・見積時には環境に配慮した商品を積極的に薦める。 ・騒音、水質汚濁 工事前に想定される事態の予測、従事者との打合せ、 作業後の現場の見回り
化学物質の適正管理 (責任者:鳥波正嗣)	<ul style="list-style-type: none"> ・フロンガスの漏洩防止 空調機の四半期毎の簡易点検 客先修理時における漏洩防止対策 現場会議で協力会社への周知 客先へ漏洩防止の協力周知

5.環境経営の取組計画

(56期:2023年1月~2023年12月)

項目	内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
二酸化炭素	エアコンの設定温度	表示 説明				見直し 勉強会				勉強会			見直し
	電灯の適正使用	表示 説明				見直し 勉強会				勉強会			見直し
	エコドライブの推進	説明				見直し 勉強会				勉強会			見直し
節水	水使用量の削減	説明				見直し 勉強会				勉強会			見直し
産業廃棄物	素材別に分別し、 置き場所を決める	表示 説明				見直し 勉強会				勉強会			見直し
	有機溶剤、 油脂類の管理	説明				見直し 勉強会				勉強会			見直し
	両面印刷の推進												
	ミスプリントの削減 DMFAXの印刷廃止	説明				見直し 勉強会				勉強会			見直し
リサイクル	リサイクルの推進	説明				見直し 勉強会				勉強会			見直し
グリーン購入	グリーン購入の推進	説明				見直し 勉強会				勉強会			
環境に配慮した製品 及びサービスの提供	環境に配慮した製品 及びサービスの提供	説明				見直し 勉強会				勉強会			
化学物質の適正管理 (フロン)の漏洩防止等)	冷暖房機のシーズン 後点検の実施	点検							点検				

6.環境経営目標の実績

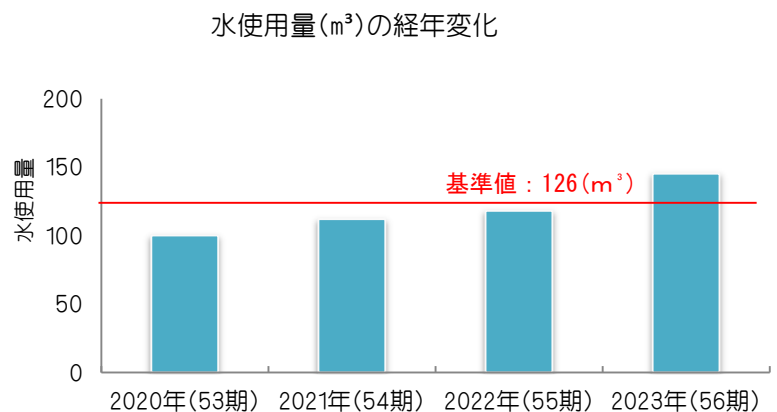
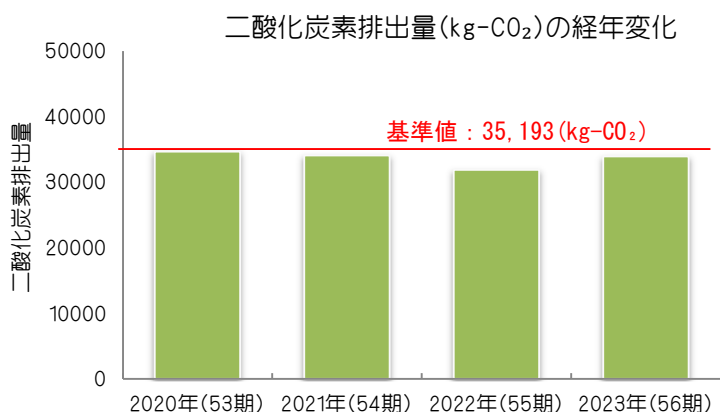
項目	単位	過去5年平均 ※ 基準 実績値	2021年 (54期) 実績値	2022年 (55期) 実績値	2023年(56期)				評価	
					目標		実績			
					基準値に 対する 削減率	値	値	削減率・量 上:目標値 下:前期値		
二酸化炭素	購入電力	kWh	22,279.8	22,411.0	24,576.0	-1%	22,057.0	25,842.0	+17.1%	×
	ガソリン使用量	L	10,345.6	9,820.9	8,055.4	-1%	10,242.1	8,796.3	+5.1%	
	CO ₂ 総排出量	Kg-CO ₂	35,193.0	34,066.9	31,875.8	-1%	34,841.0	33,917.7	-14.1%	○
ガソリン ※	平均燃費	Km/L	12.2	11.2	12.0	+0.1	12.3	12.0	+9.1%	○
	走行距離	Km	106,863.8	89,913.4	77,017.6	-	-	84,164.4	-2.6%	
節水	水使用量	m ³	126.0	112.0	118	-1%	124.7	145.0	+0.3	△
産業廃棄物	最終処分量	t	25.9	27.0	45.64	-1%	25.6	15.27	±0	-
	リサイクル率	%	70.7	64.8	50.6	+0.1	70.8	59.9	-16.2%	
グリーン購入	事務用品 資機材	%	51.9	42.8	46.1	+1.0	52.9	30.5	+22.8%	×
環境に配慮した 製品及び サービスの提供	販売 (エアコン)	%	100	100	100		100	100	-40.3%	○
化学物質の 適正管理	フロンの 漏洩防止	%	100	100	100		100	100	-66.5%	○
									-10.9	△
									+9.3	
									-22.4	×
									-15.6	

※二酸化炭素排出係数は、環境省が公表している電気事業者別排出係数の2017年度実績の中部電力(株)の値である0.476(kg-CO₂/kwh)を使用。

※平均燃費については、走行距離が測定できる車両のみとなり、ガソリン使用量とは異なります。

※評価: ○…目標達成 △…目標は未達成だが、前期より削減できた ×…未達成

【 環境目標の実績経年変化図 】






【実施評価】

項目		削減率・量 上:目標値 下:前期値 判定	実施項目	評価
二酸化炭素	購入電力	+17.1% +5.1% 未達成	・エアコンの 目安設定温度の徹底 ・不必要な 電灯の消灯	目標値、前年比共に削減することが出来なかった。暑さ対策や PC、スマホ等の使用により年々電力使用量は増加の傾向にある。
	ガソリン 使用量	-14.1% +9.1% 達成	・エコドライブの推進	目標値は達成できた。昨年に比べると現場事務所が出来たことにより、日中の移動が減り、往復のみになったところが要因と考える。 燃費については、目標は達成できなかったが、昨年度とは±0 と横ばいとなっている。
	ガソリン 平均燃費	-0.3Km/L ±0Km/L 未達成		
節水	水使用量	+16.2% +22.8% 未達成	・節水啓発表示	使用量が増えている要因が見当たらない。再度、漏水確認を行っていく。
産業廃棄物	最終 処分量	-40.3% -66.5% 達成	・素材別に分ける ・油脂類の管理 ・両面印刷、 ミスプリントの削減 ・DMFAX の廃止	処分量は、目標・前年度ともに削減することが出来た。リサイクル率に関しては、目標には届かなかったものの、金属くずの専用コンテナを置くことによって、金属のリサイクル率は上がっていると感じている。
	リサイクル率	-10.9 +9.3 未達成		
グリーン購入	事務用品 資機材	-22.4 -15.6 未達成	・購入時には、グリーン商品を積極的に選ぶ。	目標、前年共にグリーン購入率向上に至らなかった。 購入時の検討をより強化するとともに、集計の精度を上げる。
環境に配慮した製品及びサービスの提供	販売 (エアコン)	100 (達成)	・機器の選定時に適合製品なのか確認する。	100%達成を継続する。
化学物質の適正管理	フロンガス 漏洩防止	100 (達成)	〈社内〉 ・四半期毎の簡易点検 〈客先〉 ・新規冷媒配管時 気密テストの 100%実施	100%達成を継続する。

7.環境経営計画の取組結果と その評価及び次年度の取組内容

【 環境経営計画の取組結果とその評価 】

項目	活動内容	評価
<p>二酸化炭素</p>	<p>①エアコンの目安 設定温度 冷房 27～29 度 暖房 19～21 度</p>  <p>②電灯の適正使用 節電啓発表示 不必要な箇所の電灯の 消灯</p> <p>③LEDの導入 LED照明に交換</p> <p>④屋根の遮熱 遮熱塗料の塗布</p> <p>⑤低燃費車の導入 買替時に随時検討</p> <p>⑥エコドライブの推進</p> <p>①不要なアイドリングはやめる ②タイヤの空気 圧をチェックする ③不用な荷物は降ろす ④暖機運転は適切に行う ⑤急発進、急加速はやめる ⑥車間距離は余裕をもつ ⑦エンジブレーキを積極的に使う ⑧駐車する時は、適正な場所に ⑨夏のエアコンは1度高めに設定 ⑩目的地へは計画を立てて運転する ⑪平均燃費を計測する</p>	<p>①夏場冬場のピーク時は 設定温度を守るのが難し かった。他の防暑防寒対 策等を取り入れていきた い。</p> <p>②節電啓発表示を掲示し たが、外出時の不要な電 灯の消灯が徹底されな かった。</p> <p>③資材倉庫未実施。</p> <p>④実施済み</p> <p>⑤購入車両なし</p> <p>⑥会議等で周知をした。 引き続き活動を継続する。</p>
<p>節水</p>	<p>・水使用量の削減 節水啓発表示 水量調整 漏水確認を検針時に実施 将来的に雨水の利用を検討</p> 	<p>節水啓発以外に特に活動 は行っていなかった。 漏水確認もできていな かった。</p>

項目	活動内容	評価
産業廃棄物	<p>①素材別に分別し、置き場所を決める ②有機溶剤、油脂類の管理の徹底 ③両面印刷・ミスプリント ④DMFAXの印刷廃止</p>	<p>①徹底できている。 ②置き場所を決め、管理が出来ている。 ③周知できた。 ④DMFAX は印刷せず削除し、担当者へのFAXもPDF等にてデータで渡し、印刷する機会を減らしている。</p> <p>引き続き活動を継続する。</p>
リサイクル	<p>①ダンボール・雑誌等紙類 ②ペットボトル・缶・瓶類 ダンボール小屋へ整理して置く 倉庫内所定場所へ洗って入れる</p>  	<p>①実施できている。継続する。 ②実施できている。継続する。</p> <p>引き続き活動を継続する。</p>
フロン	<p>・フロンガスの漏洩防止 〈自社〉 ①冷暖房機のシーズン後点検の実施 ②現場会議で協力会社への周知</p>  <p>〈客先〉 ③客先修理時における漏洩防止対策 ④客先へ漏洩防止の協力周知</p>	<p>①実施できている。 ②実施できている。 ③実施できている。 ④実施できている。</p> <p>引き続き活動を継続する。</p>
その他	<p>①グリーン購入 事務用品・資機材の新規購入においてグリーン購入を推進 ②販売促進 客先への提案・見積時には環境に配慮した商品を積極的に薦める ③騒音、水質汚濁 工事前に想定される事態の予測、従事者との打合せ、作業後の現場の見回り</p>	<p>①実施できている。継続する。 ②実施できている。継続する。 ③実施できている。継続する。</p> <p>引き続き活動を継続する。</p>

■活動の様子

《社外事業活動》

・出張 空調講座

2023年9月、浜松ホトニクス株式会社本社工場様にて「空調設備」について講座を開催しました。

他事業所(リモート)を含め多くの方々がお忙しい中、講座に参加していただきました。

今では、生活にも企業活動にも欠かせなくなった空調設備がどういう仕組みでどのように空調を行っているのか、そして、空調が環境に与える影響など、お話をさせていただきました。

空調設備には、地球温暖化に影響を及ぼす「フロンガス」が大量に使用されています。

豊富な知識があり、適正な設置工事ができる業者を選ぶ大切さや、フロンガスの定期点検や修理の必要性など、今後も活動を広げていけたらと感じました。

優しい空調講座

東海サーモエンジニアリング(株)
長嶋 竜

空調概論

1 空気調和とは

空気調和（一般に略して空調という）とは、室内またはある特定の場所のその使用目的に応じて最も適当な状態に調整することである。

空調には次の四つのプロセスが必要である。

- ① 空気の冷却または加熱（温度）
- ② 空気の除湿または加湿（湿度）
- ③ 空気の流れの調整（気流）
- ④ 空気の汚れの除去（清浄）

■次年度の取組内容

【 二酸化炭素 】

- ・購入電力の削減
- ・燃費の向上

【 産業廃棄物 】

- ・リサイクル率の向上

【 フロン 】

- ・フロン漏えい点検(フロン排出抑制法対応)
- ・R-22 使用機器の更新提案

【 その他 】

- ・事務用品,光熱費の削減
- ・グリーン購入の強化



8.環境関連法規と違反、訴訟等の有無

対象	種類	環境法規制等の名称	関係条項	適用範囲	確認
東海サーモエンジニアリング(株)として遵守する法律	環境法令	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する条例)	第3条	事業者の責務	○
			第5条	所有・占有・管理土地の清潔の保持	○
			第6条の2	一般廃棄物の委託処理	○
			第12条(2)	生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物の保管 産業廃棄物保管場所への掲示板の設置	○
			第12条(3)	産業廃棄物収集運搬及び処分許可業者への委託	○
			第12条(4)	産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	○
			第12条(7)	産業廃棄物の処理の状況に関する現地確認	○
			第12条の3	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合のマニフェストの交付	○
			第12条の3(5)	管理票交付者のマニフェストの保管	○
			第12条の3(5)	交付者の運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認及保存	○
			第12条の3(6)	産業廃棄物管理票交付状況等の報告	○
			第12条の4	虚偽の管理票の交付等の禁止	○
		第16条	不法投棄の禁止	○	
		フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	第6条	事業者の責務(特定製品の廃棄の場合のフロン類の適切な措置)	○
			第16条	第一種特定製品の定期点検・簡易点検の実施	○
			第27条	第1種フロン類回収業者の登録	○
			第30条	登録の更新	○
			第39条	第1種特定製品整備者の引渡義務等	○
			第42条	特定解体工事元請業者の確認及び説明	○
			第43条	第1種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等	○
			第44条	第1種フロン類回収業者の引取義務	○
			第45条	引取証明書の発行	○
			第47条	回収量の記録等	○
		第86条	フロン類の放出の禁止	○	
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	第5条	建設業者の責務	○
			第9条	分別解体等の実施義務	○
			第10条	対象建設工事の届出等	○
			第12条	届出事項の説明	○
			第16条	再資源化等実施義務	○
			第18条	発注者への報告	○
		下水道法	第12条	除害施設の設置(下水道施設の機能損傷の防止)	○
		水道法	第12条	技術者による布設工事の監督	○
			第16条の2	給水装置工事者の指定	○
			第17条	給水装置の検査	○
			第19条	水道技術管理者の設置	○
			第19条の3	水道技術管理者の資格	○
			第25条の2	給水装置工事業の指定の申請	○
			第25条の3	指定の基準	○
		第25条の4	給水装置工事主任技術者の選任	○	
		騒音規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	○
			第2条	特定建設作業の規制基準の遵守義務	○
		振動規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	○
			第2条	特定建設作業の規制基準の遵守義務	○
		高圧ガス保安法	第48条	充てん	○
			第57条	冷凍設備に用いる機器の製造	○
		PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律)	第4条	事業者の責務	○

対象	種類	環境法規制等の名称	関係条項	適用範囲	確認
東海サーモエンジニアリング(株)として遵守する法律	静岡県条例	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第4条	事業者の事業活動に伴って生じた産業廃棄物の適正処理	○
			第5条	産業廃棄物処理業者の透明性及び信頼性を確保の責務	○
			第8条	事業者による産業廃棄物管理責任者の設置	○
			第10条	産廃委託先の実地確認	○
		第21条	静岡県知事への産業廃棄物処理状況の報告等	○	
		静岡県生活環境の保全等に関する条例	第70条	特定建設作業の騒音規制基準の遵守義務	○
			第71条	騒音に係る特定建設作業の工事着手7日前までに都道府県知事(市町村長)に届出書を提出	○
			第87条	特定建設作業の振動規制基準の遵守義務	○
	第88条		振動に係る特定建設作業の工事着手7日前までに都道府県知事(市町村長)に届出書を提出	○	
	浜松市条例	浜松市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例	第1条	技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事	○
			第2条	布設工事監督者の資格	○
			第3条	水道技術管理者の資格	○
		浜松市下水道条例	第8条	排水設備の工事の施行	○
			第11条の2	除害施設の設定	○
		浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第4条	事業者の責務	○
			第10条	産業廃棄物の実地の確認等	○
			第11条	産業廃棄物の不適正な処理に係る措置等	○
			第18条	産業廃棄物処理状況の報告(毎年6月末迄)	○
		浜松市音・かおり・光環境創造条例	第4条	事業者の責務	○
	第8条		騒音の防止(静穏の保持)	○	
	浜松市規定	浜松市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程	第6条の2	給水装置工事の施工	○
			第7条	工事検査の実施	○
		浜松市下水道事業排水設備工事指定工事人規程	第2条	定義(下水道排水設備工事責任技術者等)	○
			第3条	指定工事人の指定	○
第9条			指定工事人の責務及び遵守事項	○	
第16条			責任技術者の責務	○	
第21条			講習会の受講	○	
事業者全般として遵守する法律	環境法令	環境基本法	第8条	事業者の責務	○
		大気汚染防止法	第18条	石綿飛散防止対策	○
		循環型社会形成推進基本法	第11条	事業者の責務	○
		地球温暖化対策推進法(地球温暖化対策の推進に関する法律)	第5条	事業者の責務	○
		グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	第5条	事業者の責務	○
		家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器のリサイクル(テレビ等)	○
		小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)	第7条	事業者の責務	○
			第12条	使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務	○
		自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第8条	使用済自動車のリサイクル(使用済自動車の引き取り業者への引き渡し)	○
			第73条	自動車再資源化料金の再資源化等預貯金としての資金管理法法人への預託	○
	PCリサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条	指定OA機器の適正処分	○	
静岡県条例	静岡県環境基本条例	第6条	事業者の責務	○	
浜松市条例	浜松市環境基本条例	第6条	事業者の責務	○	

確認日:2024年6月30日

- 1) 当社の環境関連法規制等の遵守状況の評価の結果 → 違反はありませんでした。
- 2) 過去3年間に渡り、関係機関等からの違反の指摘や利害関係者からの訴訟等 → ありませんでした。

9.代表者による評価と見直し

■確認事項（環境経営レポートによる）

- ①環境目標の達成状況
- ②環境経営計画の実施及び運用結果
- ③環境関連法規等の遵守状況
- ④外部からの環境に関する苦情や要望等
- ⑤環境経営システムの運用状況及び結果
- ⑥問題点の処理及び予防処置の結果

■指示事項

当社におけるSDGsへの取組みの表明をした。持続可能な社会の実現に向け、エコアクション21の取り組み強化を図ること。

■見直しの必要性

- ①環境経営方針 (要・)
- ②環境経営目標 (要・)
- ③環境経営計画 (要・)
- ④実施体制 (要・)
- ⑤環境経営システム (要・)

■まとめ

2024年～2025年にかけての大型新築工事を受注し、2年間は大変繁忙な時期を迎えます。56期(2023年)は、その準備期間として、DX化に力を入れ、PCの入れ替えや通信機器の更新、現場⇄本社間の情報共有のためのシステム導入など、積極的に取り組みを行いました。通信機器の使用増加や酷暑対策として、空調服使用のためのバッテリー充電など、年々電化製品が増え、多少なりとも電力量増加へ影響を与えているように考えます。来年度は、ソーラーチャージャーを導入するなど、電力量削減対策を強化して参ります。また、工事が増加すると廃棄物も増えます。廃棄物の適正な分別やリサイクル活動、有害物質(石綿など)が含まれる資材の作業や廃棄方法など、引き続き廃棄物の取り扱いに注視して参ります。



2024年6月30日

東海サーモエンジニアリング株式会社
代表取締役 鳥波克紀

【別表】

フロンガス回収量

56期(2023.1.1~2023.12.31)

冷媒の種類	機器の種類	整備,廃棄	台数	回収量
CFC	エアコン	整備	0	0.0
		廃棄	0	0.0
	冷蔵・冷凍	整備	0	0.0
		廃棄	16	10.6
HCFC	エアコン	整備	0	0.0
		廃棄	10	37.9
	冷蔵・冷凍	整備	0	0.0
		廃棄	28	14.6
HFC	エアコン	整備	7	52.0
		廃棄	17	178.8
	冷蔵・冷凍	整備	1	6.4
		廃棄	216	117.8
PFC	エアコン	整備	0	0.0
		廃棄	0	0.0
	冷蔵・冷凍	整備	0	0.0
		廃棄	0	0.0
ハロン	エアコン	整備	0	0.0
		廃棄	0	0.0
	冷蔵・冷凍	整備	0	0.0
		廃棄	0	0
合計			295	418.1